

建築基準法に基づく事務手数料

H29. 4. 1～

種別・規模等	確認申請審査手数料(円)			中間検査手数料 (円)	完了検査手数料(円)		種別・規模等	建築物省エネ法適合性判定手数料				完了検査手数料		
	構造計算書の添付を要しないもの	構造計算書の添付を要するもの	計画変更審査手数料		中間検査対象で合格証の交付を受けたもの	中間検査対象外		非住宅(工場等以外)		非住宅(工場等)				
								標準入力法・主要室入力法	モデル建物法	標準入力法・主要室入力法	モデル建物法			
建築物 (A:床面積の合計㎡)	A ≤ 30	12,000	17,000	計画変更にかかる部分の床面積の1/2により算定(床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積の合計)	17,000	17,000	18,000	建築物 (A:床面積の合計㎡)	A < 300	230,000	89,000	26,000	21,000	9,000
	30 < A ≤ 100	18,000	26,000		24,000	25,000	27,000		300 ≤ A < 2000	362,000	145,000	45,000	40,000	26,000
	100 < A ≤ 200	27,000	40,000		33,000	31,000	34,000							
	200 < A ≤ 500	35,000	53,000		42,000	43,000	46,000		2000 ≤ A < 5000	510,000	230,000	102,000	95,000	77,000
	500 < A ≤ 1,000	93,000			63,000	64,000	67,000							
	1,000 < A ≤ 2,000	140,000			80,000	82,000	86,000		5000 ≤ A < 10,000	625,000	298,000	149,000	142,000	123,000
	2,000 < A ≤ 5,000	240,000			130,000	140,000	150,000							
	5,000 < A ≤ 10,000	290,000			170,000	180,000	190,000		10,000 ≤ A < 25,000	736,000	357,000	183,000	175,000	155,000
	10,000 < A ≤ 50,000	470,000			280,000	290,000	300,000							
	50,000 < A	780,000			510,000	560,000	570,000		25,000 ≤ A < 50,000	838,000	417,000	226,000	216,000	194,000
						50,000 ≤ A	1,041,000	538,000	311,000	300,000	271,000			
建築設備 (1件毎)	エレベーター等	26,000	14,000	25,000	32,000	34,000		-	-	-	-	-		
	小荷物専用昇降機	11,000	6,000	15,000	19,000	19,000		-	-	-	-	-		
工作物(1件毎)		24,000	13,000	17,000	27,000	27,000		-	-	-	-	-		

備考 床面積の合計は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる面積において算定する。

※ 建築確認について

- 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)当該建築に係る部分の床面積
- 建築を受け、又は適合すると認められた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。)当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは、大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

※ 中間検査について

床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積について算定する。

※ 完了検査について

建築物を建築する場合(移転した場合を除く。)あつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをした場合にあつては、当該移転、修繕、模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

※ 建築物省エネ法適合性判定手数料について

- 建築物省エネ法適合性判定手数料について、対象建築物が2以上ある場合は、建築物ごとに適合性判定手数料を算定し、合算した額とする。
- 建築物省エネ法適合性判定手数料において、計画変更又は軽微な変更に関する証明書を発行する場合は、その部分にかかる床面積の合計の2分の1に該当する区分の手数料とする。(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積とする。)

※ 建築物省エネ法適合性判定対象建築物の完了検査手数料について

- 建築物省エネ法適合性判定対象建築物の完了検査手数料について、通常の完了検査手数料(中間検査対象建築物、中間検査対象外建築物)に建築物省エネ法適合性判定部分に関する追加手数料を加算した額とする。
- 建築物省エネ法適合性判定対象建築物の完了検査手数料について、対象建築物が2以上ある場合は、建築物ごとに建築物省エネ法適合性判定部分に関する追加手数料を算定し、合算した額とする。
- 建築物を建築する場合(移転した場合を除く。)あつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをした場合にあつては、当該移転、修繕、模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。